

大阪南消防組合ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置指導基準

令和 6 年 3 月 2 9 日
基準第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 8 1 条の 2 の適用を受ける状況下で消防活動を有効かつ安全に行うため、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等及びこれらを設置する建築物の屋上構造に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準の用語の定義は、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）、消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）、航空法及び航空法施行規則（昭和 2 7 年運輸省令第 5 6 号）の例によるほか、次に掲げるところによる。

- (1) 緊急離着陸場 災害活動等に際し、航空法第 7 9 条で定めるヘリコプターの離着陸できる場所以外で、消防機関等のヘリコプターが離着陸する場所をいう。
- (2) ホバリング ヘリコプターが救助、物資供給等のため建築物上で一定の高さの空中で停止することをいう。
- (3) 緊急救助用スペース ホバリングにより救助活動等を行えるような要件（障害物のないこと、広さ、必要な設備等）を備えた建築物の屋上スペースをいう。
- (4) 高度医療施設 救急医療対策事業実施要綱（昭和 5 2 年 7 月 6 日厚生省医発第 6 9 2 号）に定める救命救急センター及びこれらに準ずる医療機関をいう。
- (5) 緊急用ヘリコプター 航空法第 8 1 条の 2 の適用を受ける状況下で消防活動を行うヘリコプターをいう。

(設置対象物及び設置区分)

第 3 条 ヘリコプターが離着陸又はホバリングするために必要な進入表面及び転移表面が確保されている建築物は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場等を設置するものとする。

- (1) 高さ45メートルを超え100メートル以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するものは、緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するものとする。
- (2) 高さ100メートルを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するものは、緊急離着陸場を設置するものとする。
- (3) 高度医療施設にあっては、緊急離着陸場を設置するものとする。
- (4) 消防局長が消防活動上、特に必要と認める建築物等にあつては、緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するものとする。

(進入表面及び転移表面)

第4条 ヘリコプターの着陸又はホバリングするために必要な進入表面及び転移表面は、次の各号に定めるものすべてに該当するものとする。

- (1) 進入区域の長さを500メートル、幅を着陸帯から500メートル離れた地点で200メートルとした場合の進入表面が、原則として直線の2方向に設定できること。(別図1-1)ただし、進入表面が直線の2方向設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。(別図1-2)
- (2) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は、5分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は、3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。(別図2)
- (3) 転移表面は、勾配を1分の1以下、高さを45メートルとし、当該表面上に物件等が突出していないこと。(別図3)
- (4) 緊急救助用スペースの設置について前2号の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

(緊急離着陸場)

第5条 緊急離着陸場は、次の各号に定める施設等を当該各号に定める基準により設置するものとする。

- (1) 着陸帯等

ア 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ20メー

トル以上とすること。

イ 着陸帯には、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで着陸区域の境界線、Hの標識、進入出発方向を示す矢印(別図4-1)、認識番号(別図4-3)及び最大荷重標識(別図4-4)を表示すること。

ウ 緊急離着陸場の床面に必要な強度は、12トン以上(全備重量の2.25倍の荷重が)短期的に掛かるもの)として設計すること。

エ 床面の構造は、プラットホーム式、通常床式又はグレーチング方式のいずれかとし、床面は、滑り防止の措置を施すとともに、床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とすること。

(2) 夜間照明設備

ア 着陸帯の付近に進入表面及び転移表面に突出しない範囲で着陸区域照明灯(燈光は、航空可変白の不動光で、配光は、着陸区域の全面を照明し、照明された設置帯の中心における法線照度が10ルクス以上)を設置すること。

イ 着陸帯の境界線上に境界灯(燈光は航空白の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるもの。光度は10カンデラ以上)を等間隔に8個以上設けること。ただし、高度医療施設は、埋込み式の境界灯とする。

ウ 着陸帯から10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯(燈光は航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できるもの。光度は10カンデラ以上)を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置しがたい場合は、夜光塗料を塗色すること。

エ 非常電源装置として、連続4時間以上の電源供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。

オ 点灯方式は防災センター等からの遠隔操作により、必要時に点灯できるものであること。

カ 非常電源からの配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、耐火構造で造った主要構造部に埋設するか、又はこれと同等以上の耐火保護措置をとること。ただし非常電源装置が屋上に設置されている場合は、耐火保護措置を要しないものとする。

(3) 脱落転落防止施設

ア 脱落転落防止施設は、緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、有効に設置すること。

イ 進入表面又は転移表面に突出しない構造であること。

ウ 構造は、高さ40センチメートル以上の手摺り壁、柵若しくは金網又は長さ1メートル以上、勾配5分の1の傾斜床とすること。

(4) 燃料流出防止施設

ア 緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れこまないよう有効に措置すること。

イ ためます、側溝等を利用する方法とし、いずれの場合も1,000リットル以上の容量を確保できること。

ウ ためます等が2箇所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。

(5) 待避場所

ア 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けること。ただし、緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。

イ 待機場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること。

ウ 待機場所には、別図5に示す待避標識を表示すること。

(6) 消防用設備等

ア 消火器は、一般火災に対しては2以上、且つ油火災に対しては3以上の能力単位を有する泡又は強化液消火器を1本以上設置すること。ただし、泡消火設備又は粉末消火設備が有効に設置されている場合はこの限りではない。

イ 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース（直径65ミリメートル×20メートル）2本以上、噴霧切替ノズ

ル（口径 23 ミリメートル）1 本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること。

ウ 連結送水管の放水口の付近に、防災センター等と連絡できる非常電話を設置すること。ただし、耐熱保護及び非常用電源が付置されている非常電話に替わる設備が有効に設置されている場合はこの限りではない。

（緊急救助用スペース）

第 6 条 緊急救助スペースは、次の各号に定める施設等を当該各号に定める基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則として、それぞれ 10 メートル以上とすること。

イ 緊急救助用スペースには、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、R の標識、進入出発方向を示す矢印（別図 4-2）及び認識番号を表示すること。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

（ア）床面の構造は、プラットホーム式又は通常床式又はグレーチング方式のいずれかとし、床面は滑り防止策を施すこと。

（イ）床面の最大縦横勾配は、消防活動に影響しない程度の表面とすること。

(2) 夜間照明設備は、前条第 2 号の基準により設置すること。

(3) 脱落転落防止施設は、前条 3 号の基準により設置すること。

(4) 待避場所は、前条第 5 号の基準により設置すること。

(5) 連絡装置は、前条第 6 号ウの基準に準じて設置すること。

（屋上出入口の構造等）

第 7 条 屋上の出入口は、次の各号に定める基準による構造とするものとする。

(1) 屋上の出入口と緊急離着陸場等は、原則として段差のない通路で連絡すること。

(2) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用エレベーター等と有効に通じていること。

(3) 屋上の出入口の扉は、内部及び外部から非常開錠できる構造とすること。

(4) 階段室の屋上部分には、附室又は前室等の緩衝空間を設置すること。

(5) 高度医療施設の屋上出入口は、担架が通行できるように必要な幅員を確保すること。

(排煙排出口)

第8条 機械排煙設備の排出口は、排出された煙が、消防活動や避難の支障とならないよう配置すること。

(非常用エレベーター)

第9条 非常用エレベーターのある建築物は、原則として1基以上の非常用エレベーターを屋上に着床させること。なお高度医療施設の非常用エレベーターは、担架を収容できる大きさであること。

(維持管理)

第10条 緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

(基準の特例)

第11条 緊急離着陸場等の設置については、消防局長が防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障ないと認めるときは、この基準によらないことができるものとする。

(関係書類の提出)

第12条 緊急離着陸場等を設置するときは、次の各号に掲げる書類を各3部提出すること。

(1) 緊急離着陸場等設計届出書(様式第1号)

(2) 配置図(1/500以上)

(3) 各階平面図(1/500以上)

(4) 進入表面、転移表面の水平投影図(建築物の屋上内に係るもの1/200以上、全体図1/2500以上)

(5) 進入表面、転移表面の断面図(建築物内に係る部分1/200以上)

(6) 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防設備等の配置図

2 緊急離着陸場等の設置を完了したときは、4日以内に緊急

離着陸場等設置届出書（様式第2号）を3部提出すること。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

様式 第1号

緊急離着陸場等設計届出書

年 月 日

大阪南消防局長様

届出者
住所
電話
氏名 印

緊急離着陸場等の設置計画について、次のとおり届け出ます。

名 称					
所 在 地	電話()				
緊急離着陸場等設計者 名称及び所在地					
	電話()				
緊急離着陸場等施工者 名称及び所在地					
	電話()				
構 造 、規 模 等	用 途		構 造		
	面 積	建 m ² 、延 m ²			
	階 数	地上 階、地下 階、PH 階			
	軒高さ	m		最高高さ	m
	床面強度	()m×()m ()耐圧			
緊 急 離 着 陸 場 等 消 防 用 設 備 等					
そ の 他	1 屋上部分に直通する階段数 ()				
	2 屋上部分の非常用EV着床の有無 ()				
	3 屋上部分の扉開錠方法 ()				
種 別					

- 添付図書等(3部提出)
- (1) 配置図(1/500以上)
 - (2) 各階平面図(1/500以上)
 - (3) 進入表面、移転表面の水平投影図(建築物の屋上内に係るもの1/200以上
全体図1/2500以上)
 - (4) 進入表面、移転表面の断面図(建築物内に係る部分1/200以上)
 - (5) 夜間照明設備、緊急離着陸場等の配置図

緊急離着陸場等設置届出書

年 月 日

大阪南消防局長 様

届出者
住所
電話
氏名 印

緊急離着陸場等の設置完了について、次のとおり届け出ます。

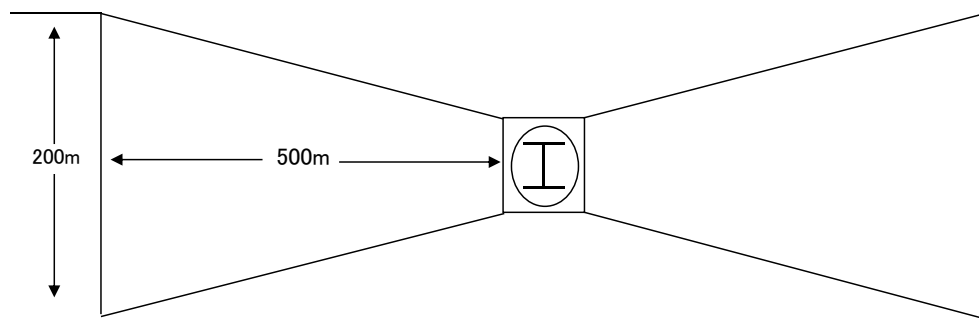
名 称				
所 在 地	電話()			
緊急離着陸場等設計者 名称及び所在地				
	電話()			
緊急離着陸場等施工者 名称及び所在地				
	電話()			
構 造 、規 模 等	用 途		構 造	
	面 積	建 m ² 、延 m ²		
	階 数	地上 階、地下 階、PH 階		
	軒高さ	m	最高高さ	m
	床面強度	()m × ()m ()耐圧		
緊 急 離 着 陸 場 等 消 防 用 設 備 等				
そ の 他	1 屋上部分に直通する階段数 ()			
	2 屋上部分の非常用EV着床の有無 ()			
	3 屋上部分の扉開錠方法 ()			
種 別			認識番号	

- 添付図書等(3部提出)
- (1) 配置図(1/500以上)
 - (2) 各階平面図(1/500以上)
 - (3) 進入表面、移転表面の水平投影図(建築物の屋上内に係るもの1/200以上
全体図1/2500以上)
 - (4) 進入表面、移転表面の断面図(建築物内に係る部分1/200以上)
 - (5) 夜間照明設備、緊急離着陸場等の配置図

別 図 1－1

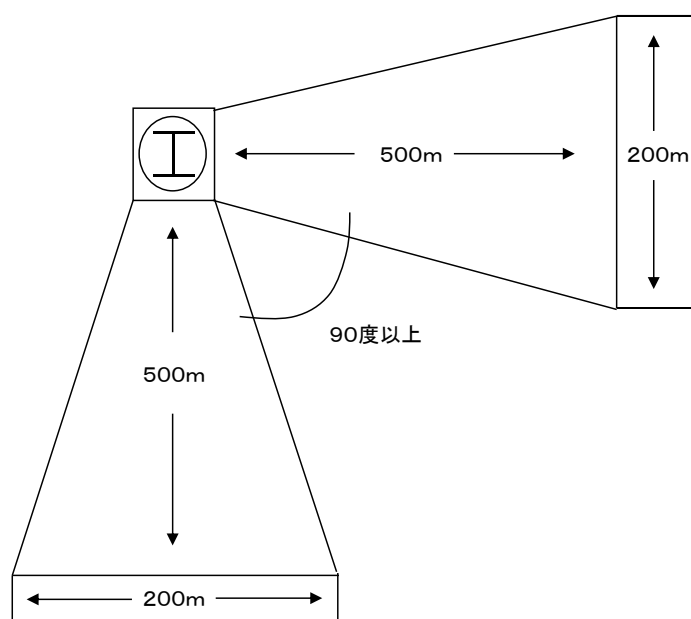
進入区域

通常の場合



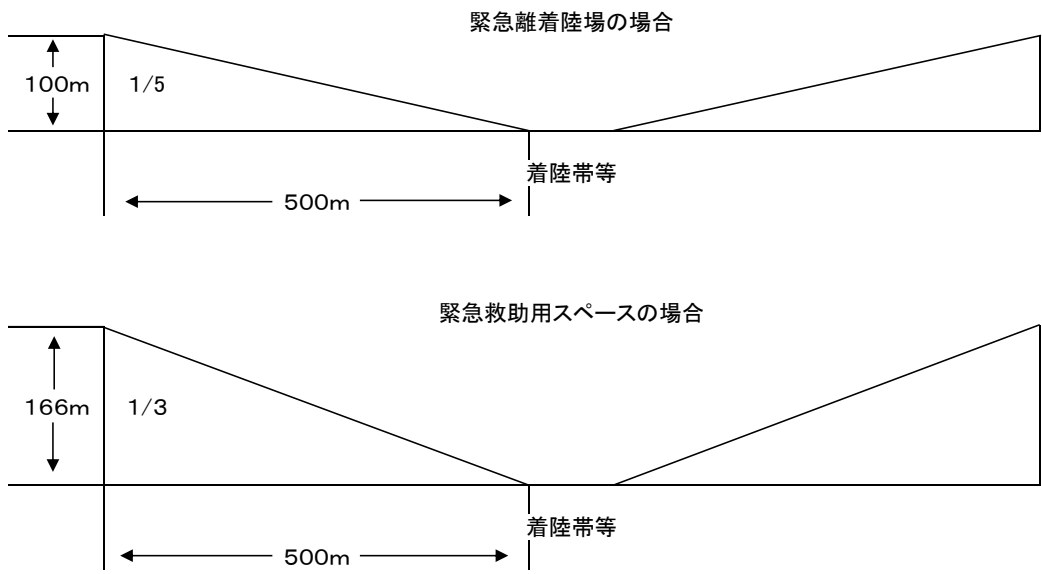
別 図 1－2

直線の2方向に設定できない場合



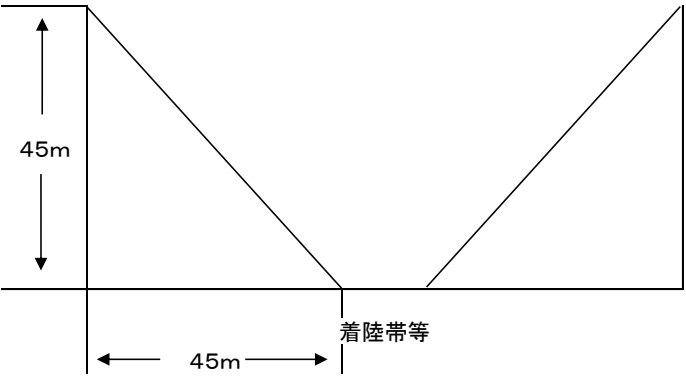
別 図 2

進入表面



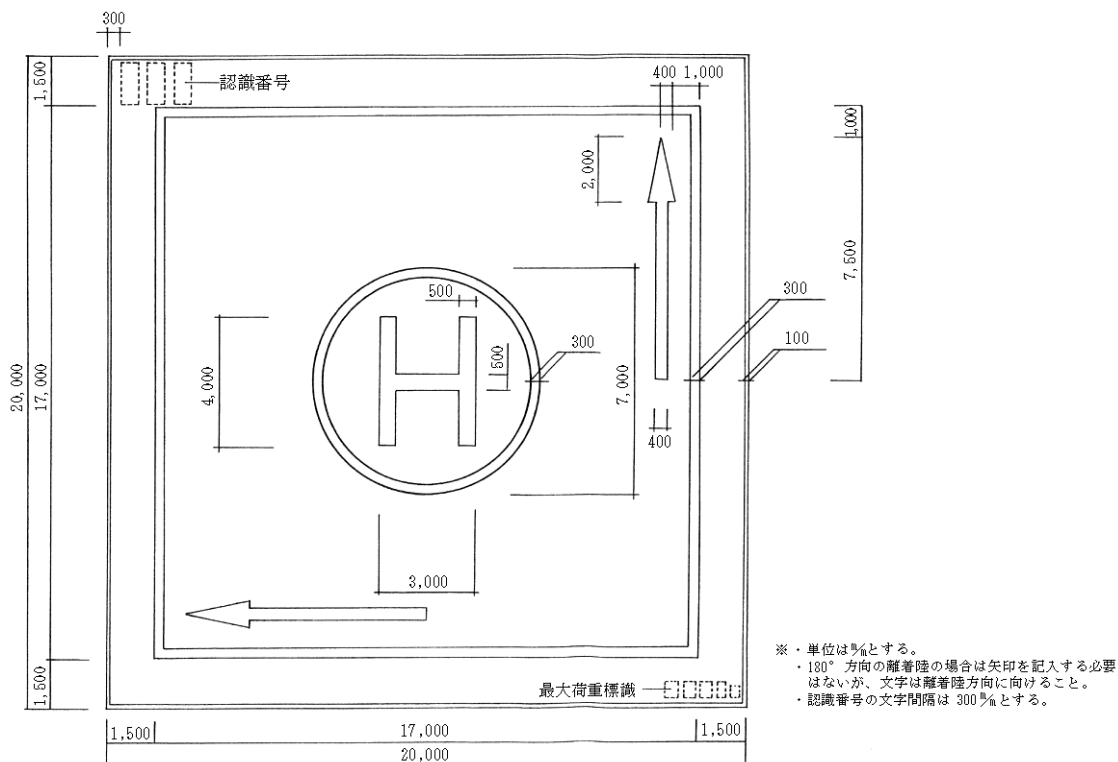
別 図 3

転移表面



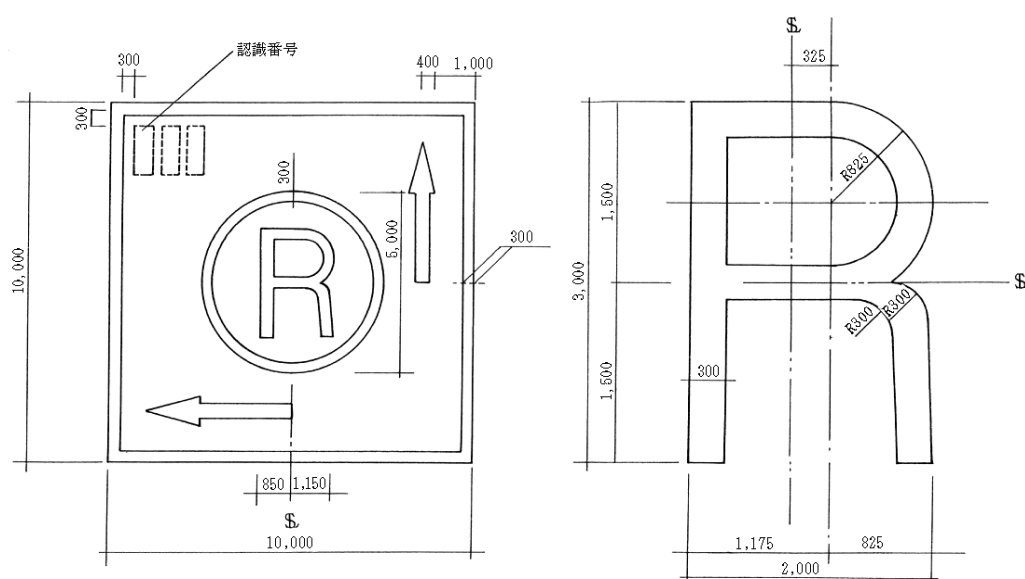
別 図 4 - 1

緊急離着陸場図面



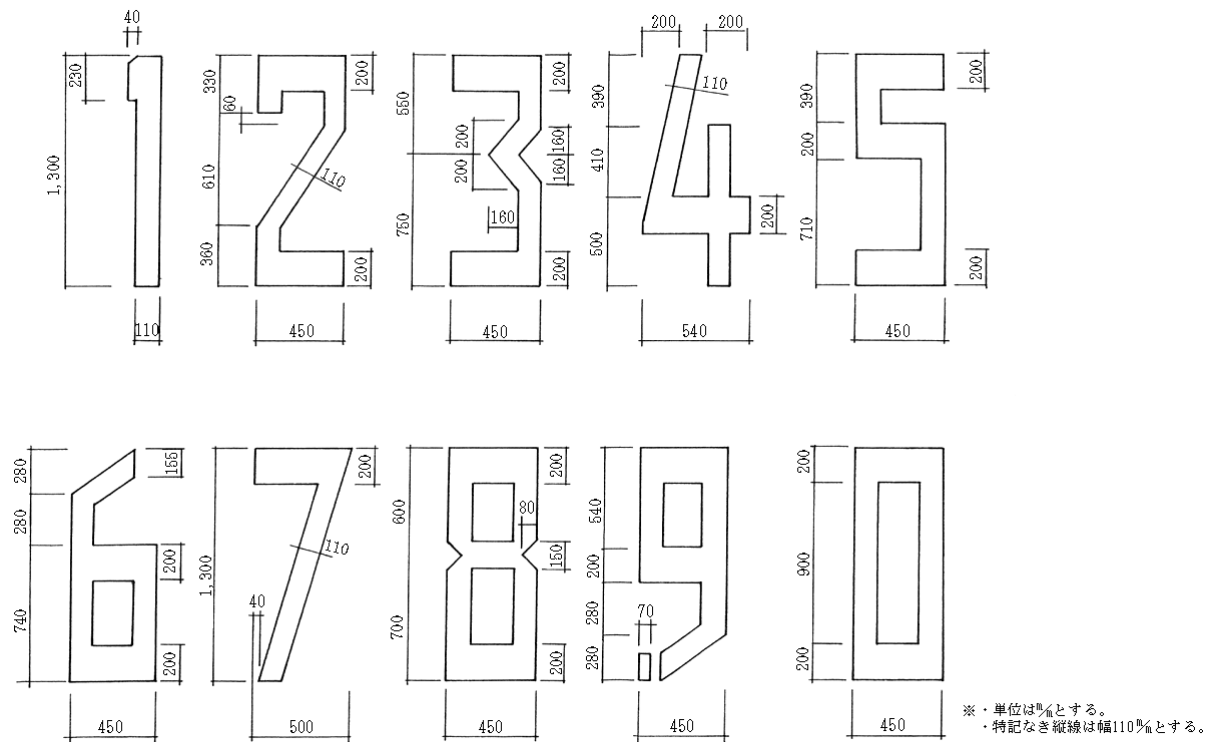
別 図 4 - 2

緊急救助用スペース図面



別 図 4－3

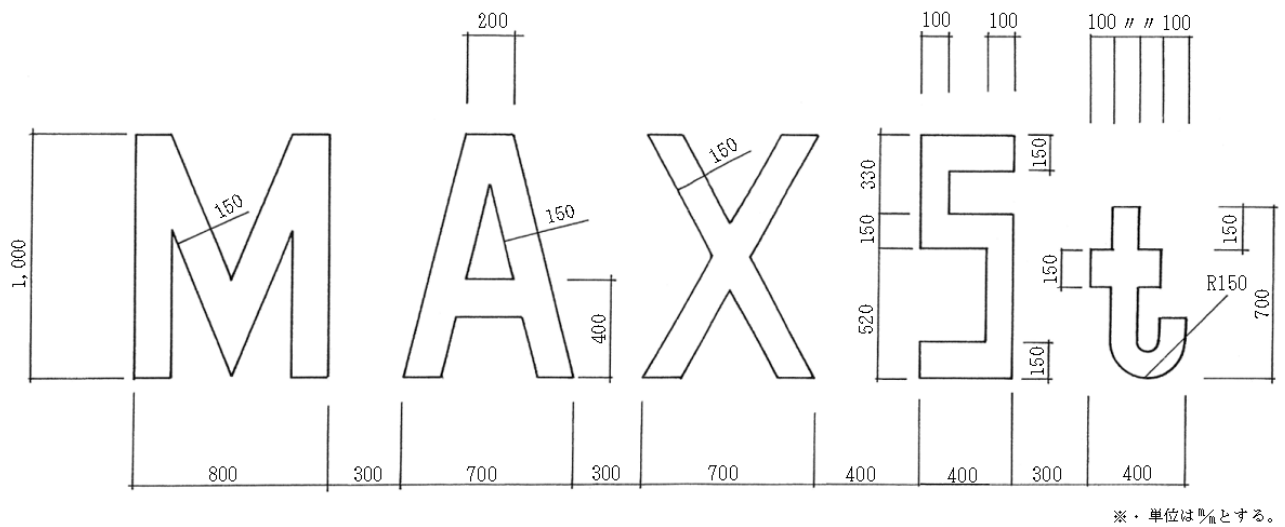
認識番号図面



別 図 4－4

最大荷重標識図面

例) 5 t の場合



待避標識

緊急用ヘリコプターが接近したら
この場所に待避して下さい

- (1) 標識の大きさは、1, 250 mm×350 mmとすること。
- (2) 標識の材質は問わない。(床に直に記載してもよし。)
- (3) 白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。
- (4) 文字の大きさは、75 mm角とし、字体はゴシックとすること。
- (5) 枠、文字の幅については問わない。